

ひとり親家庭医療費助成事業の制度改正について

宮崎県こども家庭課

1 制度改正（拡充）の趣旨

県では、現在、母子家庭を対象に医療費の助成を行っていますが、平成20年10月診療分から、新たに父子家庭を助成対象に加えるとともに、入院医療費の助成を償還払から現物給付に変更することにより、ひとり親家庭の負担を軽減し、生活の安定と福祉の向上を図ります。

2 事業概要

- (1) 助成対象 20歳未満の者を扶養しているひとり親家庭の父・母
ひとり親家庭の父・母が扶養する18歳の年度末までの児童
18歳の年度末までの父母のない児童
- (2) 自己負担額 1人月1,000円
- (3) 所得制限 児童扶養手当に準拠（一部支給限度額）
- (4) 給付方法 入院：現物給付 入院外：償還払い
- (5) 実施主体 市町村（県補助1/2）
- (6) 実施時期 平成20年10月

※ 下線部分が、平成20年10月から新たに実施される箇所

3 留意事項

- 受給者には、必ず受診時に資格者証を提示していただくこととし、提示のない場合には、入院の場合であっても現物給付は行わず、一部負担金を徴収するようお願いいたします。
- 入院の現物給付については、自己負担のない市町村でも病院窓口で1,000円を徴収するようお願いいたします。

<参考> 医療費助成のイメージ

1人当たりの医療費

医療保険給付割合(7割)	本人一部負担割合(3割)		自己負担/月 1,000円
	県 1/2	市町村1/2	

ひとり親家庭医療費助成事業 公費負担者番号一覧表

	市町村名	公費負担者番号							
		8	8	4	5	0	0	1	0
1	宮崎市	8	8	4	5	0	0	1	0
2	都城市	8	8	4	5	0	0	2	8
3	延岡市	8	8	4	5	0	0	3	6
4	日南市	8	8	4	5	0	0	4	4
5	小林市	8	8	4	5	0	0	5	1
6	日向市	8	8	4	5	0	0	6	9
7	串間市	8	8	4	5	0	0	7	7
8	西都市	8	8	4	5	0	0	8	5
9	えびの市	8	8	4	5	0	0	9	3
10	清武町	8	8	4	5	0	5	1	5
11	北郷町	8	8	4	5	0	5	4	9
12	南郷町	8	8	4	5	0	5	5	6
13	三股町	8	8	4	5	0	5	6	4
14	高原町	8	8	4	5	0	6	1	4
15	野尻町	8	8	4	5	0	6	2	2
16	国富町	8	8	4	5	0	6	5	5
17	綾町	8	8	4	5	0	6	6	3
18	高鍋町	8	8	4	5	0	6	7	1
19	新富町	8	8	4	5	0	6	8	9
20	西米良村	8	8	4	5	0	6	9	7
21	木城町	8	8	4	5	0	7	0	5
22	川南町	8	8	4	5	0	7	1	3
23	都農町	8	8	4	5	0	7	2	1
24	門川町	8	8	4	5	0	7	3	9
25	諸塚村	8	8	4	5	0	8	1	2
26	椎葉村	8	8	4	5	0	8	2	0
27	美郷町	8	8	4	5	0	8	6	1
28	高千穂町	8	8	4	5	0	8	3	8
29	日之影町	8	8	4	5	0	8	4	6
30	五ヶ瀬町	8	8	4	5	0	8	5	3

医療番号

県番号

市町村番号

検証番号